

京都市上下水道企業管理規程第7号

京都市上下水道局会計規程の一部を改正する規程を次のように制定する。

平成18年8月25日

京都市公営企業管理者

上下水道局長 吉村 憲次

京都市上下水道局会計規程の一部を改正する規程

京都市上下水道局会計規程の一部を次のように改正する。

第14条の2第2項を次のように改める。

- 2 前項の有価証券の担保価格は、時価（時価が明らかでないものにあつては、管理者が定める金額）の10分の9以内とする。ただし、本市が発行する公債証券にあつては、額面金額とする。

第20条第2号中「特許権」の右に「，ソフトウェア」を加える。

附 則

この規程は、公布の日から施行する。

(上下水道局総務部経理課)